

『有限責任会社（LLC）のサウジアラビア側出資者が破産宣告を受けた場合の  
リスク回避について』

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010 年 2 月 10 日

会社法第 178 条によると、サウジアラビア（以下「サウジ」という）の有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）においては、当該有限責任会社の定款上に別段の定めが設けられていない限り、サウジ側の出資者が破産宣告を受けた場合でも、その有限責任会社が当然に解散することになるわけではない。

有限責任会社のサウジ側の出資者が破産宣告を受けた場合については、例えば当該出資者の持分が第三者に移転されるといったリスクが想定されるが、このようなリスクを回避するための一つの方法として、出資者間の契約により、そのような状態が発生した場合の対処法をあらかじめ定めておくことが考えられる。例えば、3 人以上の出資者から構成される有限責任会社において、出資者の 1 人が破産宣告を受けた場合には、当該出資者が保有する有限責任会社の持分はそれ以外の出資者に売却されると定めることができる。

しかしながら、上記のような持分譲渡の定めを出資者間の契約で定めておいたとしても、上記のリスクを回避できない場合もある。例えば、サウジの有限責任会社には 2 人以上の出資者が存在することが必要とされており、全持分を 1 人の出資者が保有するに至った場合には、会社法第 15 条により、当該有限責任会社は解散することとされている。従って、例えば、2 人の出資者のみから構成される有限責任会社においては、1 人の出資者が破産宣告を受けた場合に、当該出資者が保有する有限責任会社の持分が残りの出資者に売却される旨を出資者間の契約で定めておいたとしても、当該有限責任会社が解散することを避けることはできない。1 人の出資者が破産宣告を受け、当該合意に基づく持分の売却の効力が生じた際には、会社法第 15 条の規定が適用され、その結果、当該有限責任会社が解散してしまうためである。このように、上記のリスクを回避するために、出資者間での契約を締結しておくことを検討する際には、不測の結果が生じないように、関連する法令等の内容を十分に調査した上で、契約内容を適切なものにしておく必要がある。

【関連法規・制度名】

[会社法](#)

【関連 URL】

Ministry of Commerce and Industry ; MoCI (商工業省)

<http://commerce.gov.sa/english/>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。